

国土交通省 港湾局
局長 菊地 身智雄 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 新 屋 義 信

港湾政策並びに港湾労働に係る申し入れ書

1. 船社アライアンスに係る件について

(1) 船社のアライアンス再編が進む中、邦船3社による定期コンテナ船事業が4月に稼働する際に、港運労使協議により雇用・職域及び秩序を維持してきたものが崩されれば、港湾が混乱し、停滞する。それを避ける為にも、貴省として港運使用者団体と連携のうえ、対策協議の場を港湾労働組合との間に設置すること。

2. 港湾運送事業基盤の安定に資する諸課題

(1) 港湾運送料金適正収受について、貴省を中心とする関係省庁と連携のうえ港湾運送料金適正収受に関する検証委員会(仮称)を設置のうえ、港運労使団体を出席させること。

(2) 港運専業・現業部門(検数・検定・関連・港湾荷役)に対する下払い作業料金適正収受の指導を、現行法元請責任に基づき港運元請事業者(団体)に対し指導することと同時に、下払い料金監査制度を新たに創設すること。

(3) 料金等の事業監査で違法行為勧告を受けた事業者公表については、各運輸局に対して統一的にHPで公開するよう指導すること。

(4) 上記、港湾料金に係る課題解決、安定的かつ持続可能な港湾運営を実現するためにも、認可料金制度の復活に向けた法整備を行うこと。

(5) 地方港湾審議会内容や今後の港湾運営及び施設に関わる課題を全国的観点から議論、審議をする場であり、港湾実務を経験し現状を把握している港湾労働組合の代表を、交通政策審議会港湾分科会に参画させることを強く要請する。

3. 港湾政策に係る諸問題

- (1) 国際バルク戦略港湾政策では、地方港に於いて港湾労働者の雇用・職域が意図しない形で事象が発生していることを踏まえ、港湾法改正時の付帯決議に則り、港湾労働者・事業者が不利益を被る事案であると港湾労働組合、港運事業者団体の何れかが判断した場合、貴省を含めた4者協議を設置すること。
- (2) 港湾運営会社や港湾管理者が、国際競争力向上策を理由にゲートオープンを申請しないよう指導すると共に、ゲートの渋滞解消に向け、港湾管理者と港湾建設者の責任で緊急改善措置を示すこと。
- (3) RTG 遠隔操作の導入は行わないこと。
- (4) 三島川之江の指定港化に於いて、水準を満たしていることや周辺港と不公正な関係が長期化している中で、地元関係者の合意形成ができない根拠を具体的に提示すること。
- (5) クルーズ船受け入れに於ける岸壁は専用的で作業域と客船入港は区分されるとしているが、岸壁のみではなく、港湾作業の安全や周辺区域の渋滞対策についても確保すること。

4. 港湾労働者の雇用と職域に係る問題

- (1) インランドデポ・コンテナラウンドユース・AEO など、他の省庁が進める政策による港湾通過貨物の拡大は、港湾事業の基盤や機能を狭め、海コン輸送にも影響を与える。道路など国内インフラの保全、国民の交通環境改善には、港湾で荷捌きし、港湾でチェック(検数・検定作業)する港湾を基点とした港湾運送事業を確保する体制が不可欠である。経産省・財務省とも連携し、必要な施策及び法整備を行うこと。
- (2) 港頭地域に隣接する地区での港湾運送事業行為が港湾機能を阻害することに繋がる為、港頭地区指定範囲見直し(港労法と港頭地域範囲の統一等)を行い、港労法との整合性を図ること。港頭地区指定のあり方については、港運事業者団体及び港湾労働組合、貴省を含めた関係省庁との三者によるあり方検討会(仮称)を設置すること。また、港湾倉庫内作業について港湾運送事業法を適用すること。
- (3) コンテナターミナルゲートに於ける作業(ダメージチェック、シールチェック等)は、港湾運送作業行為が望ましいとする見解を貴省が示していることから、港湾事業者の職域として指導すると共に法的整備を行うこと。

5. 安全・安心の諸施策と港湾機能の活用

- (1) SOLAS 条約改定に伴う重量測定は輸出貨物の重量証明行為に値する。また、現行の確定事業者による積算方式では、一部船社からも重量に差異があると疑問視されていることから、港湾運送事業者で行うよう再整備すること。
- (2) 国内道路などの交通インフラの保全、国民交通環境の改善のため、輸入コンテナの

過積載や偏荷重による事故が発生しない対策として、港湾地域で確認できる体制作りが必要である。その為に、海上コンテナ安全運送法(仮称)の制定を進めると同時に、港湾行政として「貨物ユニットの収納のための行動規範」を、国際条約として規範機能を引き上げる措置を講ずること。

(3) 45ft コンテナの公道走行を認めないこと。

具体的には、国道・都府県道・市町村道の海コン走行の許可当事者に、車両制限令の趣旨に則り、特殊車両通行許可(長さ)C条件を緩和しないよう指導を徹底すること。

(4) フレキシブルバッグの損傷では、幾つかの要因が競合し発生したとされつつ、海コン運転手に責任が転嫁される結果になった。運送事業者への対策の周知だけでは限界があり、経済産業省・消防庁など関係機関と連携して、フレキシブルバッグを国内での海上コンテナ輸送等で使用させないよう法的整備を行うこと。

(5) 港湾に於ける石綿被災について貴省として国の責任を認め、厚生労働省と連携し、港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。

以 上